

男女同権 平和あってこそ

24条起草ベアテさんの娘 訴え

日本の改憲議論

憲法9条の解釈変更や改正議論が活発化する中、「改正が本当に必要なのか考えてほしい」と訴える米国人女性がいる。憲法の男女同権条項を起草し、2012年に死去した米国人女性ベアテ・シロタ・ゴードンさんの長女、米国で弁護士を務めるニコル・ゴードンさん(59)だ。

ベアテさんは生前「9条の変更は日本にとって大きな損失になる」と口にしてきたという。平和なくして男女同権は成り立たない。9条の次は男女同権が改正の標的にさ

れるのではないかとの懸念があった。このほど来日したニコルさんは、母が残した言葉を後世に伝えるべく、憲法9条の起草作業に携わり、24条(両性の平等)などの条項を書き上げた。ベアテさんは自伝の中で、当時を「日本の女性



母の言葉や思い 後世に

ベアテ・ゴードンさんの長女ニコル・ゴードンさん

を憂慮

が幸せになるには何が一番大事かを考えた」と回想。女性の権利にこだわった理由は、当時の日本

で実際に見聞きした体験の中にある。常に男性の後ろをついて歩く女性、親に売られる女の子、親が決めた相手と結婚させられる女性、夫の愛人と同居を強いられる妻…。

「日本の女性の味方は私しかない。彼女たちに最高の幸せを贈りたい」と男女同権条項に力を入れた。しかし、GHQ

日本国憲法の男女同権ベアテ・シロタ・ゴードンさんが深く関わった24条では、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立、配偶者選択や離婚などは両性の本質的平等に立脚して制定しなくては

Q内で「憲法に入れるには細かすぎる」などと理解を得られず、徐々に削られていく。そのたびに「不幸な女性が増えるように感じた」と悔し涙も流したという。

当時、GHQ内に専門家がいなかったとして、改憲派からは「素人がつくった憲法」と指摘され

ならないと定め、夫婦は同等の権利を有すると定める。また、14条は全ての国民は法の下に平等、性別によって「差別されない」とし、議員や選挙人資格を定める44条でも性差別を禁じている。

コルさんは「法律の学位よりも大事なものを母は持っていた。それは日本で育った母しか分からない日本と女性に対する愛情だった」と代弁する。「米国の憲法にもない男女平等条項を日本でつくった」と誇らしげに語るニコルさん。「もし今、弁護士の仕事をやれと言われても、あのようない仕事はできないですよ」

ベアテさんは死後、米国で茶毘(だび)に付された。ニコルさんは昨年、灰の一部を持って来日。灰はベアテさんが好きだった富士山を望む場所に残してきた。



2000年11月に来日し、愛媛大で講演する生前のベアテさん。この54年間で日本の女性の地位は少しずつ向上した」と語った

戦後間もない混乱のさなか「日本が良くなるということは、女性と子どもが幸せになること」と悟ったベアテさん。今の日本の姿をどう眺めているだろうか。